

第7回

空港インフラへの規制のあり方に関する研究会
議事録

平成20年12月11日（木）

（於：総理大臣官邸2階小ホール）

内閣官房

国土交通省

目 次

1. 開 会	1
2. 空港インフラへの規制のあり方に関する研究会報告書について（事務局説明）	1
3. 空港インフラへの規制のあり方に関する研究会報告書について（議論）	4
4. 座長、内閣官房副長官、国土交通副大臣挨拶	6
5. 閉 会	8

1. 開 会

○座長 それでは、定刻にもなりましたので、ただいまから第7回空港インフラへの規制のあり方に関する研究会を開催させていただきます。

委員の皆様方、本当にお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

委員の出欠状況ですが、森本委員は所用のためご欠席ということであります。

きょうは最後の研究会ということでもあり、松本内閣官房副長官、漆間内閣官房副長官及び加納国土交通副大臣にもご出席をいただいております。委員の皆様には本研究会の報告書案についてご審議いただいた後に、松本内閣官房副長官及び加納国土交通副大臣よりご挨拶をいただく予定になっております。

それでは、早速議事に入りたいと思っておりますけれども、前回の研究会では報告書案についてご議論いただいたわけですが、具体的な修文につきましては、私にご一任いただいたということで、事務局とも調整の上、報告書案を修正させていただきました。

本日は、その修正された報告書案につきましてご審議をお願いするということでございます。

2. 空港インフラへの規制のあり方に関する研究会報告書について（事務局説明）

○座長 それでは、まず最初に、事務局より報告書の案につきまして説明をお願いいたします。

○首都圏空港課長 それでは、ご説明させていただきます。

お手元には資料2としまして報告書の要旨、それから資料3としまして報告書案本体をお配りしているかと存じます。

この中で、今回は資料3に基づきまして、前回ご議論いただいたことを踏まえまして、報告書案を修正した部分について、ご説明申し上げたいと存じます。

まず、2ページ、「はじめに」から始まっておりますけれども、ここでの修正は、赤字で直しているところ、あるいはアンダーラインを引いているところがございますけれども、文言の修正だけでございます。

3ページは修正がありません。

4ページについては1点、単なる文言の修正です。

5ページについても、文言の整序ということでございます。

7ページから実質的な修正がございます。7ページ、(2)の(ii)①適切な事業運営等の項目でございますけれども、まず前半の方で、「成田空港については、実質的にその機能を代替できる他の空港は存在しない」ということを明記しております。

さらに、一番下から次のページにかけての部分でございますけれども、「懸念への対処に当たっては、成田空港会社が、滑走路等の基本施設、航空保安施設、旅客ターミナルビル等、敷地を含め空港全体を管理していることを十分踏まえる必要がある」と書き加えたところでございます。

次に8ページ後半の部分でございますけれども、「以上の検討結果を踏まえ」云々は文言の整理でございます。

さらにその下、「この点に関しては、成田空港の適切な運営を行為規制のみで担保しようとする、様々な懸念に対応するための規制が必要となり、結果として過剰な規制になりかねないことから、こうした事態を防ぐためにも資本規制が必要であるとの意見があった」ということ、さらに、「他方、空港の公正かつ平等な運営や公正な競争確保は、原則として、空港法や独占禁止法制上の行為規制で担保することが可能であり、大口株式保有規制の対象については、航空会社や、成田空港と競争関係になりうる他空港等に限定すべきという意見があった」ということ、いずれも、前回出ました意見を書き加えさせていただいております。

次に9ページに入りまして、(iii)資本規制の具体的内容の部分でございます。

これは大口株式保有の資本規制の内容の部分でございます、さまざまなご意見をいただいたことから、「適当である」といった表現に修正しております。

さらに、「これに対し、規制方法については、③の方法（大臣認可制）によって状況に応じた判断ができるようにすべきとの意見が、また、保有上限については、規制をなるべく緩やかにするという観点から33%が適当である、さらに、空港ビジネスへの外部からの参入意欲を高めるため、せいぜい50%程度とすべきであるという意見もあった」と書き加えております。

次に、10ページでございますけれども、先ほど申し上げたのと同様の観点から「適当である」という文言にした部分、さらに「1/2」については、過去の立法例として「以上」と「超」との両方がございますので、それを踏まえた追加をしております。

さらに、「なお、具体的な売却方法として、当面の政府の株式保有割合までも一度に売却するのではなく、段階的に売却すべきとの意見があった」と追加をしております。

以上が、成田についての修正でございます。

次に、羽田に移りまして、11ページは修正はございません。

12ページは、文言のみの修正でございます。

13ページにつきましては1点だけ、②の安全保障の最後の部分につきまして、ペンディングの(P)のマークをつけておりましたが、このままの内容でよいというご意見でございましたので、(P)を取らせていただいております。あとは、文言の修正でございます。

14ページにつきましては、特に(2)の資本規制の部分、これにつきましては前回A案、B案ということでお出しをした部分でございますけれども、議論の結果を踏まえて最

最終的に整理したものを新たに書き下しております。

羽田空港ビル会社への資本規制の必要性につきましては、「①羽田空港は、成田空港と異なって国が空港全体を設置・管理しており、羽田空港ビル会社の事業運営に対しては、行為規制により国が厳正に規律・監督していること、特に、指定空港機能施設事業者の指定取消、国有地の使用許可取消といった、会社の事業運営そのものに関わる最終手段まで制度化されているため、資本規制によらずとも、著しく不適切な事業運営に対し是正を図るための実効的な措置を講ずることが可能であること、②平成2年の上場以来、資本規制がなくとも特段の問題は生じていないこと、③現時点での資本規制の導入は後出し規制となって既存の株主の権利を侵害する恐れがあること」、これらの「理由から、羽田空港ビル会社に対しては新たに資本規制を課すべきではないとの意見が過半数を占めた」としております。

その上で、「これに対し、複数の委員から、①旅客ターミナルビル事業は、滑走路等の基本施設と一体となって空港機能の一翼を担っている公共性の高い事業であり、空港全体を設置・管理する成田空港会社と同等の扱いをするべきであること、②羽田空港ビル会社の時価総額は小さく、支配株主が現れる恐れが現実的にあり得ること、③必要性が高い場合には、たとえ後出しであっても規制措置を導入する必要があること等の理由から、羽田空港ビル会社に対しても資本規制を課すべきとの意見があった」という書きぶりしております。

15ページは修正がございません。

修正については以上でございます。

なお、前回ご審議いただきました報告書案につきましては、これまでの研究会の議論の概要とともに、与党の国会議員の先生方にもご紹介を申し上げたところでございます。その際、我が国にとって重要なインフラである基幹空港が、外国資本に支配されないようにするための対応策が必要であるという意見が出されました。同時に、我が国が対外的に開かれているというイメージを損ねないようにすることが大事であるというご指摘もいただいたところでございます。

また、来年4月から施行される空港法に基づき、国土交通大臣が定めることとされております空港の設置及び管理に関する基本方針に対しても、パブリックコメント等の手続を通じ、空港運営のあり方についてさまざまな意見が寄せられているところでございます。

政府としましては、本研究会の報告書を踏まえて、今後関係の方々とも鋭意調整を進め、法律改正その他の必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、本研究会の皆様には引き続きどうぞよろしくご指導方お願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

3. 空港インフラへの規制のあり方に関する研究会報告書について（議論）

○座長 それでは、ただいま事務局からご説明がありました修正を加えた報告書案ということですが、この報告書案につきましてご了解をいただければ、本研究会の報告書にしたいと考えております。

ご意見あるいは感想等でも結構でございますので、何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、〇〇委員。

○委員 大変、少数意見も丁寧に書き込んでいただきましてありがとうございました。それから、私みたいなうるさいのがいる中で、落合先生にはいろいろとご苦勞いただいたと思いますけれども、感謝申し上げます。

報告書としては、これは皆様のご意見として、これで結構だと思います。

今後の方向として、幾つか、例えば「適当である」といったそういった表現等とも使われておりまして、この研究会の後で、国としてこれから議論をしていくことだと思います。一つだけ申し上げておきたいことがございまして、実はこの前、〇〇先生とお会いしたら、この20%とか3分の1とかという大口規制で制限することに私が反対しているのは、私が空港を買おうとしているのではないかと、空港経営をやろうとしているのではないかと言われましたけれども、まさにそのとおりであります。もしお金があったらですが。

つまり、経営者として、やはり過半数の資本をバックにしていかに空港をよくしていくか、そしていかに空港に利益を与えていくかということを考えるわけですから、それを排除するような、20%の制限とか3分の1の制限というのは、私は望ましくないと考えております。今の大変深刻な経済危機、これ乗り越えていかなければいけないわけでありましてけれども、そのときに、もちろん、例えば中国の資本が入ってきたらどうなるのかといったような懸念をお持ちになる方もいらっしゃると思いますけれども、私はこの経済危機乗り越えていって、そして日本という国をどんどん活力のある国にしていくためには、中国の資本であるとかこの資本であるということ、そういうことを言っている時代ではないし、アジアとの緊密な経済関係を築いていかなければいけない。その点を考えれば、大口資本規制というのは、今後ぜひなくしていくべきであると考えているということだけ申し上げて、感想とさせていただきます。

○座長 ありがとうございます。ほかに。

では、〇〇委員どうぞ。

○委員 私も、非常に難しい議論を丁寧に整理していただきまして、この報告書の文章についてはこれでよろしいのではないかとこのように思っております。

1点だけ、ちょっと今後の実際のいわゆる民営化の進め方について、私の意見を申し上げておきたいんですが、報告書では、国が主体的に関与できる余地を残すということで、当面ということですが政府が株式の一部を保有すべきであると。これは皆様の議論でこう

いう結論になったわけでございまして、私として特段異論を唱えるとかそういうことでは全くないんですけども、その保有の割合についてでございますが、これも今、一種両論併記的な書き方になっておりますけれども、ここの表現からもぜひ読み取っていただければというふうに思うんですけども、その完全民営化の趣旨から会社の自主性をできるだけ発揮させるべきということからすると、3分の1以上または超といった程度であろうと、このところをぜひ、ある意味しっかりと踏まえて進めていただければということ強く希望する次第でございます。

○座長 ありがとうございます。

ほかにご意見、あるいはご感想ございますでしょうか。

○○委員どうぞ。

○委員 前回、欠席しましたので、1点だけ少し意見を申し上げたいと思います。10ページのところで、今○○委員が言われた箇所でもあるのですが、この報告書は両論併記ということで、段階的に行うべきということであるわけですが、これはいろいろな委員の意見があるとは思いますが、私の個人的な意見としては、やはり成田というのは国の、我が国にとって非常に重要なインフラであるということ、それから成田と羽田の役割の分担といったようなことも含めて、地域的に政策的に重要な部分であること、また安全保障面も考えますと、注のところにありますように、基本方針で、平成27年度末までには民営化するということが明記されていて、これは閣議決定ということで非常に重いというふうには受けとめてはいるわけですけども、その前の部分に書いてありますように、当面は政府が成田空港会社の株式の一部を保有するべきであるとなっておりますが、個人的には平成27年度を越えても、やはり国というものがある程度の関与をすべきだというふうに思っています。

これは、特に文書に付与すべきというふうには考えておりませんで、今申し上げた報告書の部分にすべて含まれているというふうに考えておりますが、その点だけ、意見として申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○座長 ありがとうございます。ほかに。

○○委員どうぞ。

○委員 私自身もとてもいい勉強をさせていただきまして、本当にありがとうございます。

先ほどちょっと中国の話が出ましたが、ソブリン・ウェルス・ファンドが国家安全保障上の脅威になるかどうかという新しい問題、その懸念があるようですが、このSWFと国家安全保障の問題は、もし検討するのであるとすれば、空港会社に限らず、より一般的なスキームの中で検討すべき課題であり、いずれにせよ本研究会のマンダートの範囲外であるというふうに理解しております。

以上です。

○座長 ほかにございますでしょうか。

もしよろしければ、それでは、この報告書案をこの研究会の最終報告書ということにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員承認)

ご承認いただきましたので、そのようにさせていただきます。

以上で本研究会の報告書に関する審議はすべて終了ということになりましたので、以後の議事進行につきましては、事務局をお願いをしたいと思います。

4. 座長、内閣官房副長官、国土交通副大臣挨拶

○内閣審議官 それでは、これからプレス（カメラ）が入室いたしますので、しばしお待ちください。

(カメラ入室)

○内閣審議官 それでは、研究会の取りまとめを終えられた落合座長より、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○座長 ただいま最終の報告書を全員一致でご承認いただいたということで、私としても心から感謝を申し上げたいと思います。

我々の研究会が与えられたマנדートというのは、活力のある我が国というものを考えますと、外国から積極的な投資があるというのは非常に好ましいことであります。他方、国益を守るという点もこれも重要な課題でありまして、したがってこの2つの課題をいかに妥当なところで調和の線を引くかというのが、我々のこの研究会に課せられたマנדートであったというふうに理解しております。

これは非常に難しい課題でありまして、これは一体どういう行方になるだろうかと考えたこともあったわけですが、まさに英知を結集したこの委員会において、活発な議論のもとに一定の方向性というものが出てきて、それを報告書として盛り込むことができたということは、これは私としては研究会に課せられたマנדートを完全に果たしたものであるというふうに考えております。

そういうことになりましたことは、各委員の方々の非常に熱心なご発言、ご検討というものがあったのは、これはもちろん当然でありますけれども、同時に、この問題を検討するに当たってさまざまのところからも意見を聴取する等のことも行いました。それに協力してくださった方々、それから事務局も大いに頑張っていただいたということ、これらがあって初めて我々の研究会も今日の大団円を迎えることができたと思っております。

皆様、本当にありがとうございました。

○内閣審議官 ありがとうございました。

それでは、本研究会の報告書を、落合座長及び山内座長代理より、松本内閣官房副長官及び加納国土交通副大臣にお渡しいただきたいと存じます。

(報告書を手交)

○内閣審議官 それでは、松本内閣官房副長官よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

○内閣官房副長官 官房副長官の松本でございますが、本日は河村官房長官が国会対応のために欠席となっております。代理でお邪魔しております。私から一言感謝を申し上げたいと思います。

落合座長をはじめ委員の皆様には、4カ月にわたりまして大変熱心なご議論をいただき、また幅広い知見をいただいたことに心から感謝を申し上げたいと思っております。

この研究会のテーマは、開かれた投資環境の整備、我が国の安全保障、さらには活力ある社会の維持発展といった観点から成田、羽田といった社会的に大変重要なインフラに対してのご審議、ご意見をいただいたわけございまして、きょう有意義なお取りまとめをいただいたものにつきまして、しっかり受けとめさせていただいて、適切な措置を今後講じてまいりたいと思っております。

委員の皆様には引き続きご助言等賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、一言お礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○内閣審議官 続きまして、加納国土交通副大臣よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

○国土交通副大臣 国土交通副大臣に配任されました加納でございます。私からも一言お礼を申し上げたいと思います。

まず委員の先生方におかれましては、成田空港及び羽田空港という代表的な空港インフラへの規制のあり方につきまして、7回にわたりまして精力的にご審議いただき、本日は立派な報告書をただいまいただきました。誠にありがとうございました。

ご高書のとおり、このテーマにつきましては、本年の初めに外資規制の導入をめぐるさまざまな議論が政府内外にございまして、結論として、この部分は引き続き検討となっておりますものでございまして、この検討に当たりまして、各界の有識者でいらっしゃいます先生方にご協力をいただき、また関係の方々にもご協力いただきまして、合計7回にわたりまして、大変示唆に富んだ有意義なご意見をいただきました。

本日これを集約して一定の方向性をお示しいただいたことは、誠に意義深いものと感激しているところでございます。先ほど、落合座長さんが研究会のマンデートを一応果たしたのではないかとおっしゃったんですが、ご立派に果たしてくださったことに対しまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

私ども国土交通省といたしましては、このきょういただきました報告書の内容を踏まえまして、関係者とも鋭意調整をいたしまして、必要な措置を講じてまいる所存でございます。引き続きご指導いただくことは多いと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○内閣審議官 ありがとうございました。

5. 閉 会

○内閣審議官 以上をもちまして、本研究会を閉会させていただきます。

なお、この後、11時15分より場所を移しまして、内閣府3階特別会議室において落合座長より記者ブリーフィングを行っていただきます。

本日は、ご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては、8月より計7回にわたり大変活発なご議論をいただきました。

ありがとうございました。

午前10時25分閉会